

「固定価格買取制度における平成25年度調達価格に対する意見」

【1】 2 ページ～4 ページの 10kW 未満の太陽光発電全般について

・意見内容

1. 買取価格 38 円は低すぎます。少なくとも 40 円程度にすべきです。
2. 調達価格の算定方法を改めるべきです。

・理由

「意見案」の提案する買取期間を 10 年とし、1kW あたり 38 円の買取価格では、IRR3.2%は出ません。

この IRR3.2%を可能にしている現在の算定方法は、設置後 11 年目から 20 年目までの発電量をすべて自家消費すること(または自家消費並の料金で売電できること)を前提にしています。しかし、主として家庭用の 10kW 未満の太陽光発電設備で発電量をすべて自家消費することは現実的ではなく、また 11 年目から自家消費並の料金で売電できる保証はまったくありません。

法の趣旨からすれば、少なくとも 10 年間の買取期間中に太陽光発電所有者の必要経費分の収入が得られるようにするか、もしくは、余剰買取を止め、全量買取として、買取期間も 20 年としたうえで、IRR が 3.2%になるような買取価格を設定すべきです。

以上とおり、従来通りの算定方法をとることは不適切であるにも関わらず、「意見」は、次の理由を挙げて、算定方法の見直しを否定しています。

- ①10kW 未満の太陽光発電は住宅用であり、IRR を保証することはなじまない。
- ②考え方を踏襲し、連続性を担保する必要がある。
- ③導入量が増加しており、調達価格の低さが参入の障壁になっていない。

しかし、これらの理由は法の趣旨に違反しており、従来通りの計算方法をとる理由になっていません。

①については明らかに法の趣旨に違反しています。法第 3 条第 2 項は、「再生可能エネルギー電気を供給しようとする者(中略)が受けるべき適正な利潤-(中略)-その他の事情を勘案して定めるものとする。」とし、附則第 7 条「この法律の施行の日から起算して 3 年間を限り、調達価格を定めるに当たり、特定供給者が受けるべき利潤に特に配慮するものとする」としています。①がこの法の規定の趣旨に反していることは明かです。

②については、不適切なものであれば改めるべきことは明かで、連続性などは理由になりません。

③については、導入量が増加しているのは、国民が再生可能エネルギー普及の意義を理解して、損を覚悟で積極的に取り組んでいるからであり、これも全く理由になっていません。

【2】 4 ページ～9 ページ 10kW 以上の太陽光発電全般について

意見内容

1. 500kW 未満と 500kW 以上の発電規模による区分を設け、それぞれに調達価格を設定すべきです。

2. 500kW 未満の 37.8 円(税込み)の買取価格は低すぎます。少なくとも 39～40 円程度にすべきです。

理由

10kW 以上の調達価格の算定については 1000kW 以上のシステム費用を基にし、その説明には「昨年と同様の方法を採用する」としています。これは昨年の委員会でのヒアリングにおいて、業界団体が小規模のものも大規模のものもコストに差がないと説明したことを根拠としています。

しかし、公表されている「平成 25 年度調達価格検討用基礎資料」によれば、確かに 500kW 以上の大規模太陽光発電ではコストが低下していますが、一方で、10～50kW 未満は 43.7 万円、50～500kW 未満は 37.5 万円と、2012 年度の調達価格を算定する際の前提となった 32.5 万円に届いていません。500kW 未満の太陽光発電の設備コストは、決して下がっておらず、500kW 以上と未満で明白なシステム価格の差が認められています。

法の趣旨及び昨年の報告書に照らせば、500kW 以上と未満で区分分けを行い、それぞれに調達価格を決めるべきです。

【3】 その他

意見内容

調達価格等算定委員会の運営について、事務局は委員会の議論を補佐する立場に徹すべきです。

理由

調達価格は、経済産業大臣が決定するに当たって、国会の同意人事を経て選任された 5 人の専門委員会が意見をまとめ、それを経済産業大臣が尊重するとされています。

ところが、委員会を Ustream で見ていると、事務局である資源エネルギー庁の部長から、委員と同等の立場であるかのような発言が数多くなされています。とりわけ、第 11 回調達価格等算定委員会では、「山地委員と山内委員は事務局と同じ意見である」との発言まで行っています。これは、国会の同意人事で選任された委員を軽んじるものです。事務局は委員会の議論を補佐する立場に徹すべきです。事務局のこうした発言を許さない議事運営がなされるべきです。

【4】 その他

意見内容

パブリックコメントの期間が短すぎます。

理由

今回のパブリックコメントは、「意見」公表された翌日の 3 月 12 日から 3 月 22 日と極めて短い期間になっています。こうした短いパブリックコメント期間は、真摯に国民の意見を聞く姿勢を疑わせるものです。

太陽光発電などの再生可能エネルギーの普及には、多くの市民がかかわっており、市民の意見を十分汲み上げるパブリックコメントの期間が必要です。また、寄せられた意見を、これに対する委員会としての意見や、仮に意見を採用しなかった場合は、その理由も含めて公表されるべきです。